

○いちき串木野市新規創業等支援事業補助金交付要綱

令和6年3月27日告示第52号

いちき串木野市新規創業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市において新たに事業を開始しようとする者に対し、必要な助成措置を行うことにより、市内産業の振興及び活性化、雇用の促進等を図ることを目的とし、市長が予算の範囲内において交付する補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第28項に規定する創業をいう。
- (2) 市内事業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売店舗をいう。
- (4) 空き店舗等 市内で商業等の用に供する目的で設置された建物、又は住居の用に供する目的で設置された建物で営業又は居住されていないものをいう。
- (5) 空き店舗等活用事業者 別表1に掲げる業種において空き店舗等を活用して事業を開始する者（既に市内の別の店舗で事業を行っている者を含む。ただし、やむを得ない理由による移転を除き、市内で営業している店舗から空き店舗への移転により、移転前の店舗を空き店舗とする者を除く。）をいう。

(補助の対象者)

**第3条** 補助の対象者は、別表2に定めることとし、併せて次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) いちき串木野商工会議所又は市来商工会（以下「商工会議所等」という。）の推薦を受けた者

(2) 税の滞納がない者

(3) 空き店舗等を購入又は借上げをする場合は、空き店舗所有者と同一世帯若しくは生計を一にする者でない者又は、空き店舗所有者の配偶者若しくは二親等内の血族若しくは姻族でない者

(4) いちき串木野市暴力団排除条例（平成25年いちき串木野市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

(2) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者

(4) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとするとき。

(補助金の種類)

**第4条** 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、複数の補助金に該当する場合、それぞれ申請するものとする。

(1) 空き店舗等活用促進事業補助金

(2) 飲食店新規出店促進事業補助金

(3) 創業支援事業補助金

(補助対象経費及び補助金の額)

**第5条** 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表3に定めるものとする。ただし、国、県、公共的団体等から補助を受けるときは、当該助成額を補助の対象経費から控除するものとする。

2 前項について算定した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

**第6条** 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、別表4に定める書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第7条** 市長は、規則第4条に規定する交付の決定をしたときは、申請人に対して新規創業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の家賃補助においては、規則第4条に規定する補助金等の決定と同時に規則第14条に規定する補助金の額の確定を行うものとし、新規創業支援補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

**第8条** 規則第7条に規定する補助事業等の内容の変更については、補助事業に要する対象経費の20パーセントを超える増減が必要な場合及び事業計画の著しい変更があった場合とし、前2条の規定を準用する。

(事業の補助金交付決定前着手)

**第9条** 補助事業者が、やむを得ない理由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ新規創業等支援事業補助金事前着手申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は前項の承認をしたときは、新規創業等支援事業補助金事前着手承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 第7条第1項に規定する規則第13条の補助金等実績報告書は、様式第10号によるものとし、添付すべき書類は、別表5に定める書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

**第11条** 第7条第1項に規定する規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、様式第11号によるものとする。

(補助金の請求)

**第12条** 規則第16条に規定する補助金等交付請求書(以下「請求書」という。)は、様式第12号によるものとする。

(補助金の交付等)

**第13条** 市長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、適当であると認めるときは、申請人に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

**第14条** 市長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するとき、その者に係る補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の目的若しくは条件又は市長の指示に違

反したとき。

(2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

(監督及び指導)

**第15条** 市長は、補助金の交付の対象となる事務又は事業について必要な監督及び指導を行うことができる。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 別表1 (第2条関係)

	大分類	中分類
1	製造業	属する全ての製造業
2	情報通信業	情報サービス業
		インターネット付随サービス業
3	卸売業、小売業	各種商品小売業
		織物・衣服・身の回り品小売業
		飲食料品小売業
		機械器具小売業
		その他小売業
4	金融業、保険業	保険業 (保険媒介代理業、保険サ

		サービス業を含む)
5	学術研究、専門・技術サービス	専門サービス業（他に分類されないもの）
6	宿泊業・飲食サービス業	飲食店
		持ち帰り・配達飲食サービス業
7	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
		その他の生活関連サービス業
8	教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業
9	医療・福祉	属する全ての医療・福祉業
10	その他市長が必要と認める業種	

備考 業種の分類は、総務省日本標準産業分類（令和5年6月大臣決定、令和6年4月1日施行）による。

別表2（第3条関係）

補助金の種類	補助の対象者
空き店舗等活用促進事業補助金	<p>(1) 市内で空き店舗等を借り上げ又は購入し、新たに出店する者（面積が1,000㎡以下のものに限り、市内移転は対象としない。）</p> <p>(2) 出店後、2年以上営業を継続する見込みのある者。</p>
飲食店新規出店促	(1) 市内で新たに飲食業（日本標準産

進事業補助金	<p>業分類の大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76－飲食店に該当する事業）における店舗（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受け、店内での飲食を主たる業務とし年間を通じ営業をすることを目的とした建物をいう。）を新築する者、若しくは空き店舗等を購入し新たに出店する者。</p> <p>（2）出店後、5年以上営業を継続する見込みのある者</p>
創業支援事業補助金	<p>（1）補助金の年度内で創業をする者若しくは創業後2年未満の者</p> <p>（2）開業後2年以上営業を継続する見込みのある者</p>

別表3（第5条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助の額
空き店舗等活用促進事業補助金	（1）空き店舗等を市内事業者が施行した改装経費等	補助対象経費の2分の1以内で、20万円を上限とする。ただし、大規模小売店舗内テナントについては10万円を上限とする。
	（2）空き店舗等の家賃等（駐車場代を含み、敷金及	（1）1から6ヶ月目までは、補助対象経費の全額とし、月額2万円を上限とする。ただし、大規模小売店

	び礼金は除く。)	<p>舗内テナントについては月額1万円を上限とする。</p> <p>(2)7から24ヶ月目までは、補助対象経費の2分1以内で月額1万円を上限とする。ただし、大規模小売店舗内テナントについては月額5千円を上限とする。</p>
飲食店新規出店促進事業補助金	(1)店舗の新築に係る経費	(市内事業者施工) 対象経費の2分の1以内で300万円を上限とする。
		(市外事業者施工) 対象経費の3分の1以内で200万円を上限とする。
	(2)空き店舗等の店舗部分の購入及び改築に係る経費	(物件購入) 対象経費の2分の1以内で100万円を上限とする。
		(改築：市内事業者施工) 対象経費の2分の1以内で200万円を上限とする。
	(改築：市外事業者施行) 対象経費の3分の1以内で100万円を上限とする。	
創業支援事業補助金	(1)創業に係る設備の購入	対象経費の2分の1以内で20万円を上限とする。



	に係る経費	
	(2) 広報費、 外注費に係る 経費(※)	対象経費の2分の1以内で 10万円を上限とする。

※チラシ等の広告宣伝費、許可申請・登記等に係る費用など

別表4 (第6条関係)

補助金の種類	添付書類
空き店舗等活用促進 事業補助金	(改装) (1) 事業計画書 (様式第2号) (2) 収支予算書 (様式第3号) (3) 資金計画書 (様式第4号) (4) 推薦書 (様式第5号) (5) 申請者の市税納税証明書 (6) 補助対象経費の内訳の分かる書類 (工事請負契約書、見積書等) (7) 空き店舗等に係る売買契約書の写し 又は賃貸借契約書の写し (8) 位置図、配置図、平面図及び立面 図又は改装内容の分かる図面 (家賃) (1) 事業計画書 (様式第2号) (2) 収支予算書 (様式第3号) (3) 空き店舗等に係る売買契約書の写し 又は賃貸借契約書の写し (4) 家賃の支払が分かる書類
飲食店新規出店促進	(1) 事業計画書 (様式第2号)

事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 収支予算書 (様式第3号)</li> <li>(3) 資金計画書 (様式第4号)</li> <li>(4) 推薦書 (様式第5号)</li> <li>(5) 申請者の市税納税証明書</li> <li>(6) 対象経費の内訳が分かる書類 (工事請負契約書、見積書等)</li> <li>(7) 位置図、配置図、平面図及び立面図又は工事内容の分かる図面</li> <li>(8) 空き店舗等の売買契約書の写し</li> <li>(9) 誓約書</li> </ul>
創業支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画書 (様式第2号)</li> <li>(2) 収支予算書 (様式第3号)</li> <li>(3) 資金計画書 (様式第4号)</li> <li>(4) 推薦書 (様式第5号)</li> <li>(5) 申請者の市税納税証明書</li> <li>(6) 補助対象経費の内訳を説明する書類 (パンフレット及び見積書、業務委託契約書等)</li> <li>(7) 事務所の位置図及び平面図</li> </ul>

別表5 (第10条関係)

補助金の種類	添付書類
空き店舗等活用促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 収支決算書 (様式第3号)</li> <li>(2) 補助事業の完成写真</li> <li>(3) 補助対象経費の内訳が分かる書類 (領収書等)</li> </ul>
飲食店新規出店促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 収支決算書 (様式第3号)</li> </ul>

事業補助金	(2) 補助事業の完成写真 (3) 補助対象経費の内訳が分かる書類 (領収書等)
創業支援事業補助金	(1) 収支決算書(様式第3号) (2) 補助事業の実施状況が分かる書類 (写真等) (3) 補助対象経費の内訳が分かる書類 (領収書等)